

面会に関する規程

1. 目的

この規程は、患者さんの療養環境を維持するとともに、患者さんご家族等との交流機会を確保しつつ、院内感染防止対策を適切に実施するため、面会に関する必要事項を定めるものとする。

2. 基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会時間

平日・休日ともに午後 2 時から午後 5 時までとする。

4. 面会人数・時間

面会は、1 日 1 回 30 分程度、3 名までを目安とする。ただし、患者さんの病状、病状説明、退院支援その他病院が必要と認める場合は、この限りではない。

5. 面会対象者

原則として小学生以上の同居家族と 2 親等とする。ただし、患者さん又はご家族の事情、終末期対応、療養上の必要性その他病院が必要と認めた場合は、この限りではない。

6. 感染対策

面会者は、手指消毒、マスク着用、面会前の体調確認等の感染対策に協力するものとする。発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は、面会を控えるものとする。

7. 面会制限

感染症流行時、院内感染発生時、患者さんの病状等により、面会制限又は面会方法の変更を行うことがある。なお、制限を行う場合においても、患者さん及び家族等への影響に配慮し、必要最小限となるよう努める。

8. 周知

本規程は院内掲示及びホームページにより周知する。

附則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 日
上越地域医療センター病院